

敦賀市クレジットカード決済導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本要領は、業務効率化や経費削減を図るため、「敦賀市クレジットカード決済導入業務」（以下「本業務」という。）の実施にあたり、民間事業者の知見や実績を評価し、本業務に最適な優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

- (1) 事業名 敦賀市クレジットカード決済導入業務
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業経費

本事業に要する一切の経費は事業者の負担とし、敦賀市は経費を負担しない。

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年5月21日（木）
- (2) 質問書の受付期限 令和8年6月1日（月）正午まで（必着）
- (3) 質問書に対する回答 令和8年6月4日（木）予定
- (4) 企画提案書等の受付期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで
- (5) 審査委員会の開催（書類審査） 令和8年6月25日（木）予定
- (6) 選定結果の通知 令和8年6月下旬 予定
- (7) 契約書の締結 令和8年7月上旬 予定

5 参加資格

本事業へ参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集団的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6) 又は (7) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

- (9) 提案するクレジットカードについて、過去5年間に国又は地方公共団体（都道府県・市町村）における実績（導入又は運用等）があること。

## 6 質問及び回答

### (1) 提出方法

別添の様式3

「質問書」により、電子メールにて提出すること。また、メール件名に『「クレジットカード決済導入業務」に係る質問・会社名』を入力した上で送信すること。

※上記以外の方法による質問は受け付けない。

※電子メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

### (2) 期限

令和8年6月1日（月）正午まで（必着）

※期限以降の質問は一切受け付けない。

### (3) 提出先

敦賀市役所 会計課

メールアドレス：kaikei@ton21.ne.jp

### (4) 回答方法

令和8年6月4日（木）までに、本市ホームページに回答を掲載する。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

## 7 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及びその他関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

NO	名称	様式番号
1	参加申請書 兼 企画提案書	表紙
2	参加資格確認事項申告書	様式1
3	業務実績	様式2
4	企画提案書	任意様式

### (2) 提出部数

上記の NO. 1～3 は各1部を提出すること。

NO. 4 の提出書類について、正本1部、副本1部を提出すること。正本のみ事業者の会社名を記載すること。副本は会社名や代表者印は不要とし、会社のロゴなどは記載しないものとする。また、データでも提出すること。

### (3) 提出期間

令和8年5月21日（木）午前9時から令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）

### (4) 提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵送の場合での事故等による未着に

については、市は一切の責任を負わない。また、持参による場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所 会計課

メールアドレス：kaikei@ton21.ne.jp

## 8 企画提案書作成方法

### (1) 企画提案書記載事項

別紙1「敦賀市クレジットカード決済導入業務\_仕様書」に基づき、別紙2「敦賀市クレジットカード決済導入業務プロポーザル評価項目・配点一覧」の順番に記載し、下記内容を記載した企画提案書を提出すること。

#### 【記載項目】

- ・パーチェシングカード及びコーポレートカード（プラスチックカード）の年会費、ブランド、カード名義、利用制限、付帯保険等利用にあたり必要となる内容。
- ・パーチェシングカードのカード番号の追加及びコーポレートカードの追加発行などの手続き方法、必要な期間など
- ・会員サイトで確認、設定できる内容（管理者と担当課の権限の違いを含む）
- ・支払い明細の確認方法（Webで確認・ダウンロードができる場合は、その旨記載すること）
- ・支払いサイクル（クレジットカード利用の締め日、請求書の発行、本市の支払い期限など）
- ・システムの安全性、外部からの不正利用対策の内容
- ・カードの利用枠の設定や用途制限などの不正利用対策の内容
- ・障害発生時の対応体制
- ・業務効率化の具体的な事例

### (2) 留意事項

- ① A4判横、長辺綴じでページ番号を入れ、表紙に「敦賀市クレジットカード決済導入業務企画提案書」と記載し、余白に会社名等を記載すること。  
副本については、会社名等は記載しないこと。
- ② 企画提案書は、A4判50頁以内（指定様式を除き、表紙、目次を除く）で両面印刷とする。A3判を挿入する場合は、片面印刷とし、2ページ換算とする。
- ③ 企画提案書は、専門的な知識がない者でも理解できる表現を使用すること。
- ④ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- ⑤ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

## 9 選定方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、敦賀市クレジットカード決済導入業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

### (1) 選定方法

## 書類選定

### (2) 選定基準

別紙2『「敦賀市クレジットカード決済導入業務」プロポーザル評価項目・配点一覧』により審査する。審査委員1人あたりの配点を100点として、全審査委員の点数の合計を審査委員の人数で除した点数を各事業者の評価点数とする。最低基準点は、評価点数（100点）の5割とする。最も高い評価点数を獲得し、かつ、最低基準点を満たす提案事業者を契約候補者に選定する。最高評価点が複数の場合は、審査委員会の合議により決定する。また、契約候補者と契約書締結に至らなかった場合は、次点の提案事業者を契約候補者とすることがある。なお、提案事業者が1者のみであっても、審査を行い、最低基準点を満たす場合は契約候補者とする。

## 10 審査結果

### (1) 通知方法

参加申込書を提出した全ての提案事業者にメールにて通知する。  
なお、審査結果については後日敦賀市ホームページ上でも公表する。

### (2) 通知時期

令和8年6月下旬を予定

## 11 提出書類の取扱い

### (1) 提出された全ての書類は、返却しない。

### (2) 提出後の書類の内容の変更または書類の追加・削除は認めない。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合はこの限りではない。

### (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

### (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査に必要な範囲において、複製することがある。

## 12 情報公開及び提供

敦賀市は事業者から提出された企画提案書等について、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの契約候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 13 その他

### (1) 費用負担

提案書類の作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て事業者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を敦賀市に請求することはできない。

### (2) 参加辞退の場合

企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに

別添の様式4「参加辞退届」を担当課宛てに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案者が負うものとする。

(5) 事業者は、本プロポーザル実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合、事業実施後に追加費用を伴わず実施できるものとする。

1.4 配布資料

(1) 【別紙1】 敦賀市クレジットカード決済導入業務\_仕様書

(2) 【別紙2】 敦賀市クレジットカード決済導入業務プロポーザル評価項目・配点一覧

(3) 【別紙3】 様式(表紙～様式3)

(4) 【別紙4】 参加辞退届(様式4)

1.5 問合せ先

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所 会計課 担当：永上

電話：0770-22-8110

メールアドレス：kaikei@ton21.ne.jp